

令和4年6月6日

国立大学法人福島大学

学長 三浦浩喜 殿

監事 上井喜彦

監事 橋本潤子



令和3年度監事監査の結果について（報告）

私たち監事は、国立大学法人法第11条第6項、国立大学法人福島大学監事監査規則第2条の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの本学の業務及び会計について監査を行いました。

監査の結果について、国立大学法人福島大学監事監査規則第9条第1項の規定により、別紙のとおりご報告いたします。

# 令和3年度監事監査結果説明書

令和3年度監事監査は、当年度の監査計画及び期末監事監査実施計画に基づき行ったので、その結果を次のとおり報告します。

## 1. 監査方法の概要

### (1) 監査方針

令和3年8月に三浦学長に提出した「令和3年度監事監査計画」の「監査の基本方針」に基づき、次の監査方針をもって監査を行うこととした。

- ① 令和3年度年度計画、予算、収支計画等の実施及び期末時点での達成状況を、書面及び実地、聞き取り等により把握することを通して、本学の業務が法令及び大学の理念・目標に沿って適正かつ合理的、効率的に行われているかを監査し、あわせて業務改善に資する適切な意見の提示に努める。
- ② 令和3年度の財務諸表等が、関係法令・諸規程及び国立大学法人会計基準等に基づき、社会への説明責任と高い透明性をもって適正に作成されているか否かについて、財務担当者から意見聴取するとともに、会計監査人が行った監査の方法と結果の相当性について監査する。

### (2) 監査区分

#### 1) 業務監査

- ① 役員会・同懇談会、経営協議会及び教育研究評議会等重要な会議に出席し、大学業務の意思決定及び年度計画に基づく業務執行に関わる諸案件の審議状況の確認に努めた。
- ② 各学類ほか27部局等について、監査の重点項目とヒアリング項目を予め提示した上で、書面及びヒアリング方式（Zoom参加を含む）により監査を行った。
- ③ 監査室による経費の執行状況等に係る内部監査と連携し、大学業務の執行及び会計処理の適正性・効率性について確認した。

#### 2) 会計監査

会計監査人から令和3年度決算書に係る監査状況の報告を受け、意見交換を行った。

### (3) 監査実施状況

#### ① 期中監査

8月10日(火)	役員勉強会
8月24日(火)	学長との懇談(監事監査計画の提出)
10月12日(火)	四者協議会(役員、監事、会計監査人、監査室)
11月1日(月)	行政政策学類長との懇談
11月2日(火)	人間発達文化学類長との懇談
11月8日(月)	共生システム理工学類長との懇談
11月9日(火)	経済経営学類長との懇談
11月22日(月)	食農学類長との懇談
11月30日(火)	役員との意見交換
12月6日(月)	中間決算ヒアリング(財務課)
1月25日(火)	三者協議会(監事、会計監査人、監査室)【オンライン】
2月~4月	附属学校園ヒアリング【書面】
3月14日(月)	期末監事監査計画を学長へ提出
	四者協議会(役員、監事、会計監査人、監査室)

\*開催形態の記載のないものは「対面」

#### ② 期末監査

4月18日(月)	研究・地域連携課(COC+事業含む)、学系(統括学系長)、 地域創造支援センター、うつくしまふくしま未来支援センター、 研究推進機構、地域未来創造機構、 アカデミアコンソーシアムふくしま
4月19日(火)	教務課、教育推進機構
	キャリア支援課
	入試課、アドミッションセンター
4月25日(月)	学生・留学生課、国際交流センター、保健管理センター
	施設課
	学長室、IR推進室
	総務課、校友会・基金支援室、大学院改革室

5月9日(月)	共生システム理工学類
	附属図書館(学術情報課)
	総合情報処理センター(学術情報課)
	人間発達文化学類、学校臨床支援センター
	人事課
5月10日(火)	経済経営学類
	食農学類、発酵醸造研究所
	環境放射能研究所
	行政政策学類
5月30日(月)	会計監査人と協議
	財務課

\* 監査会場：第4会議室等

#### (4) 監査実施者

① 監査員	監事	上井喜彦
	監事	橋本潤子
② 監査補助職員	監査室	渡邊能仁
		高橋誠
		野内正
		佐藤孝夫

#### (5) 監査実施状況

監査日数 来学81人日(予定を含む)、Zoom参加63人日

※ 監事2名の延べ人日

※ 監査期間は令和3年8月1日から令和4年6月10日

## 2. 監査結果

国立大学法人法第 11 条第 6 項の規定に基づき、国立大学法人福島大学の令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの業務について実施した監査結果は、以下のとおりである。

- (1) 国立大学法人福島大学の業務の実施状況について、法令等に従って適正に実施されているかどうかを監査した結果、及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについて確認した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (2) 内部統制システムの整備及び運用の状況を監査した結果、特に指摘すべき事項は認められない。
- (3) 役員の職務の執行に関し、不正の行為又は法令等に違反する事実について、指摘すべき重大な事実は認められない。
- (4) 事業報告書は、国立大学法人福島大学の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (5) 会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認める。
- (6) 監査のために必要な調査ができなかったことはない。